



# 扶養認定対象者状況届(子供用2)

収入のない全日制高校生以下は提出不要

〔手順〕 はい、いいえに○をしながらか進んで、該当する項目にチェックや記入を必ずしてください。  
「必要書類」は必ず添付してください。

対象者氏名	続柄	年齢

## スタート

**学生ですか？**  
(予備校・各種専門学校生含む。夜間・通信教育は除外)

はい → 「在学証明書」を添付してください。

この届出をする過去1年以内に勤めていたことがありますか？  
(パート・アルバイト含む)  
【退職日】 年 月 日

**就労していますか？** (パート・アルバイト含む)  
\* 現在学生であっても、過去1年以内に就労していた場合は、  
←いいえの項目にもお答えください。

給与

〔年収見込額の算出〕 \* 給与・賞与とも控除前の総支給額。通勤交通費も含む。  
① 直近3ヶ月の給与総支給額の合計 = \_\_\_\_\_ 円  
「直近3ヶ月の給与明細」の写しを添付 (前年度源泉徴収票不可)  
② 賞与がある場合 = \_\_\_\_\_ 円  
「賞与明細」の写しを添付  
③ 年収見込額を下記の式により算出します。  
〔算出式〕 (① × 4) + (② × 支給回数) = 年収見込額 \_\_\_\_\_ 円  
\* 給与明細で会社名、氏名が確認できること。手書きの明細は社名印が必要

**雇用保険の失業給付を受けていますか？**

失業給付

受給中 …… 「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付  
\* 下記基本日額以上の場合は認定できません。  
3,612円(60歳未満)  
5,000円(60歳以上または障害年金受給者)

受給権がない  
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および「退職証明書」(氏名、退職日、離職票交付なしと記載のもの)を添付  
 受給権を放棄  
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しを添付  
 受給申請前および受給待期中(延長申請含む)  
「雇用保険(失業給付)受給に関する誓約書」および  
・申請前→「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しを添付  
・待期中→「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付  
・延長申請の場合→「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しと「延長通知書」の写しも添付  
\* 離職票の交付が遅れ、やむを得ない場合のみ「誓約書」と「退職証明書」(氏名、退職日、離職票交付の有無を記載のもの)を添付。「離職票Ⅰ、Ⅱ」の写しは入手次第提出。  
 受給終了  
『支給終了』の記載のある「雇用保険受給資格者証」両面の写しを添付

いいえ → **給与収入以外の恒常的な収入がありますか？**

年金その他

年金収入 \_\_\_\_\_ 万円/年間  
「直近の年金額と氏名の記載されてある書類」の写しを添付  
(老齢厚生年金・厚生年金基金・国民年金・障害年金・遺族年金・恩給・企業年金等受給している年金額がわかる書類の写し)  
 手当金収入 \_\_\_\_\_ 円/年間 「受給資格者証」や「給付金通知書」の写しを添付  
 自営業収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 農業収入 \_\_\_\_\_ 円/年間 「直近の税務署受付印のある確定申告書」と「収支内訳書」、「青色申告決算書」の写しを添付  
 事業収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 不動産収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
 その他 ( ) による収入 \_\_\_\_\_ 円/年間  
\* 自営業・農業・事業・不動産等の各収入は、直接的必要経費控除後の額を記入  
〔直接的必要経費とはみなさない項目〕  
減価償却費、貸倒引当金、貸倒金、雑費、青色申告特別控除、租税公課、広告宣伝費、損害保険料、利子割引料、福利厚生費、交際費、諸会費、新聞、図書費など

**失業給付以外の恒常的な収入がありますか？**  
老齢年金、遺族年金、障害年金、企業年金などの各種年金、手当金(傷病・出産手当金)、自営業、不動産収入など

年収はトータルして130万円未満ですか？  
(障害年金受給者は180万円未満)

仕送り

学生以外で別居されている場合は、仕送り額についてお答えください。  
(被保険者が単身赴任し、被保険者の留守宅に居住している場合は記入不要です。)  
〔仕送り額〕 毎月 \_\_\_\_\_ 円 年間 \_\_\_\_\_ 円  
○振込みの控えもしくは現金書留の控えなど直近3回分を添付

【必須】世帯全員、続柄記載の「住民票」を添付(本籍記載不要) → 別居の場合は、対象者と被保険者それぞれの世帯の「住民票」を添付  
○現在全く収入のない場合は「住民税非課税証明書」を添付  
\* 退職時期等の関係で非課税証明書が発行されない場合は添付不要  
\* 過去1年以上2年未満退職の方は「退職日の確認できる書類」添付  
\* 在学証明書提出の予備校・各種専門学校生、大学生の場合は添付不要(夜間・通信教育部学生、大学院生は添付)  
○自営業廃業者は「廃業届」の写しも添付

\* 必要により上記以外の確認書類を求める場合があります。  
\* 住民票、非課税証明書等公的証明書は3ヶ月以内に交付の原本に限ります。  
\* 記入もれやチェックもれ、書類の不備は認定遅れの原因となりますのでご注意ください。